

第五十一号

徳島県学校職員定数条例の一部改正について

徳島県学校職員定数条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十八年二月十八日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県学校職員定数条例の一部を改正する条例

徳島県学校職員定数条例（平成二十七年徳島県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表県立学校の職員の項中「二、七九〇人」を「二、八二五人」に改め、同表県費負担教職員の項中「五、一一五人」を「五、〇五〇人」に改める。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

提案理由

特別支援学校における児童生徒数の増加並びに小学校及び中学校における児童生徒数の減少に伴う学級数の増減等に鑑み、学校職員の定数の適正な管理を図るため、県立学校の職員及び県費負担教職員の定数を改める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。